

平成30年第3回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成30年9月6日(木曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 英昭	2番 森澤 文王	3番 今井 清
4番 村田 桂子	5番 両角 正芳	6番 村松 浩喜
7番 榎本 真弓	8番 森本 信明	9番 土屋 春江
10番 滝沢寿美雄	11番 田中 三江	12番 西藤 努

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 米村匡人 副町長 山浦智城 教育長 宮坂 晃

総務課長 長坂徳三 企画課長 竹重和明

町民課長 齋藤明美 観光商工課長 小平春幸

建設課長 片桐栄一 農林課長 今井一行

会計管理者 市川清美 教育次長 市川正彦

庶務係長 荻原義行

代表監査委員 寺島秀勝

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 遠山一郎 書記 伊藤百合子

散会 午前10時42分

議長（西藤 努君） おはようございます。これから、本日9月6日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第43号

議長（西藤 努君） 日程第1 議案第43号 立科町公共施設等整備基金条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今回、公共施設の老朽化に伴って施設の経費に充てるとして提案をされている公共施設等整備基金条例なんですが、これは対象が何になるのかということでも伺いたいと思います。というのは、今回の決算のときに示された基金を見ますと、上下水道整備についても基金があり、公民館・図書館整備の基金もあり、地域福祉基金もあり、白樺高原の環境整備についても基金があるという点では、公共施設の整備にはある程度対応している基金が既にあるわけです。

ということで、今回、目的とされる整備基金条例は、何を対象に設けられたものでしょうか。この公共施設等ということと整備等ということなんです。整備以外にどんなものがあるとか、それを含めてお答えください。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 対象施設は、町で管理している公共施設全てであります。

ただいま議員さんから、上下水道整備基金がある、あるいは公民館・図書整備基金、これは図書ですので、本だけの整備の基金になります。（（図書館整備）の声あり）図書館図書整備基金です。図書館の図書整備基金ですので、そうなります。

それと教育施設整備基金、これは学校等の基金になります。

それで、公共施設、中央公民館、小学校等いろいろな施設が老朽化してきているというようなこともございまして、その一つの施設に特定して基金を積むのではなくて、いろんところで使える基金として今回整備をしていきたいということでございます。

これまで財政調整基金というようなところで運用をしてきたんですが、財政調整基金ではなくて特定……。目的の基金を持ったほうが今後の財政状況等の中でもよいのではないかというような考えの中で設置をさせて計画しております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 学校についても学校施設整備基金というのがありますよね。だから、その教育関係はこれでカバーできますし、それから漏れるものというたとえば庁舎とかということでしょうか。その庁舎とかのこと、公共施設ということでは（ ）一般論としては。

あと等のところの「等」という、その言葉です。「など」、それから整備等と、この「等」の意味するものは、どういうものが含まれるのかについてお答えください。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 施設につきましては、学校教育施設整備基金ですか、そちらへ積むと、ほかの。仮に庁舎を建てかえたい、あるいは中央公民館を建てかえたいというときに使うことができなくなりますので、いろんな多目的なところで使えるようにということで、この公共施設整備基金をつくりたいということでもあります。

「等」の中には、公共施設をつくるだけではなくて、逆に壊す場合もあると。昨年でしたか、公共施設を壊したところもあるんですけども、そういうところにも充当ができるようにということで「等」をつけさせていただいております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 今の課長のお答えは、壊す場合というのは整備等の、その整備のほうの「等」のお話ですね。そこではわかりましたが、全員協議会の中で、公共施設等ということは、公共施設以外にも使えることになるのではないかとという質問がありました。これについて、まずはどうかということ。

私、もう今3回目なので。もう1点は、今回、繰越金のうち1億円を積み立てるということで予算のほうに計上されていますけれども、つまりこういうものが増えてくると、本来は一般施策として充実に使えるものが先に積み立てありきということになると、本当に必要なところに使えない可能性が出てくるのではないかと、そういう危険性が出てくるのではないかと。例えば、私が申し上げている給食費とか保育料とか、さまざまな一般施策にも使える、そういう弾力性がたかくなるかなあという気がするんですけど、その公共施設に積み立てるという一般論としてはわかるんですけども、そういう危険性もあるのではないかと思っているんですが、その点はどうでしょうか。2つ質問しました。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 先ほどの公共施設等の場合なんですけど、公共施設以外、要は観光施設で町が壊さなければいけない施設等が発生する場合も今後懸念されるということでありまして、その公共施設等の中にも含めたいと、そういう町が肩がわりして壊す場合等は、この基金を使えるようにということで「等」が入っています。

それと財政の関係ですけども、将来を見渡した中では、こういう基金を積んでいかないと将来、整備をするときに整備ができなくなってしまうということで大変、町の財政も立ちゆかなくなる可能性があるということですので、今からそれに備えていきたいということでもありますので、よろしく願いいたします。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 質問します。第6条「この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し

必要な事項は、町長が別に定める。」という6条の文面がありますが、これはどういうことを意味するのか、説明をお願いします。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 通常、基金の運用について、ほかの基金条例にもこういう条項が入っているということで入れてあるんですが、通常の運用であれば、この部分が行われるということはないかと思えますけれども、何を想定しているかというのは、今のところ想定はありません。

議長（西藤 努君） ほかに質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第44号

議長（西藤 努君） 日程第2 議案第44号 立科町電動車両用急速充電器管理条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 先に済みません。1点お伺いします。この急速充電器の利用については、一つは、料金システムでお金を入れてやると。もう一つは、会員用認証カードでやるというふうに書いてあるんですけども、この会員に対して発行する充電用ICカードというのは、どこで手に入るものなんでしょうか。そういうのは周知がされているのでしょうか。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

この充電用ICカードを発行している会社ですが、これは各自動車メーカーでありまして、そのメーカーがそれぞれのユーザーの方に発行しております。その対象については、月の会費であったりもそれぞれそのユーザーといいますか、メーカーによって差があるということです。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。この急速充電器の使用料についてお伺いしたいんですが、10分まで300円、以降1分当たり30円という使用料の金額を担っているんですけど、この額の積算の根拠についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） お答えいたします。

先ほどお答えをしましたが、会員用認証カードとそれ以外の方がこの今回の利用料金を適用できるということでありまして、ほぼ現在8割から9割の方がこの認証カードによる充電が行われているということのようです。それ以外の1割から2割の方が今回適用した別表の料金になるわけですけども、会員用認証カードを利用された方

は、先ほど申し上げましたが、それぞれのメーカーの発行するカードによって支払う金額がまちまちであります。

しかしながら、一括してそのNCSというところから私ども充電事業者のところに入金される金額というのは、1分当たり9.8円の入ってまいります。そんなこともありまして近隣の状況では、低いところでは18円、高いところでは54円といった形の中で、それぞれの事業者で決定をするということになるわけですが、私どもとすれば平均的な利用台数によって、この集益分岐点といいますか、そこら辺を見据えた中で、この単価を設定をしたということになります。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） ほとんどカード利用の方が多いという想定だということであつたんですが、1分当たり9.8円で、これだとそれ以外の方が300円で、カードだと10円程度でおさまるといふことで開きが出てしまうんですけど、これについては近隣の今の状況だと単価がまばらだということなんですけれども、もう一度この具体的に採算ベースに当たってどのような採算をされて、これで採算が取れるという判断だと思つてますが、その辺についてもう一度詳しくお願いします。

議長（西藤 努君） 小平観光商工課長。

観光商工課長（小平春幸君） 今回積算した内容については、カード利用者が8割、カードなしの方が2割といった積算をしてあります。その中で現在、近隣の急速充電器を置いてあるところへ聞きますと、利用台数が3台から5台、6台といったところが一日の利用の状況だそうです。あとメーカーにつきましても、一日の平均利用が6台というようなことの中で、今後も電気自動車が増加するというような観点の中で積算をして決定をいたしました。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第45号

議長（西藤 努君） 日程第3 議案第45号 立科町温泉施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） これは権現の湯の温泉館の利用の料金を値上げをするという条例です。大変重大な問題なので慎重に考えたいんですが、まずは幾つか初歩的な質問をいたします。

施行期日を公布の日から起算して三月を超えない範囲とあるんですが、公布の日というのが一体いつを意味するのか。

それから、2つ目です。この温泉館の値上げというのは、その前にプリペイドカードに変更して売り上げアップを図ろうということで変更をした、そういう努力がありました。

しかし、この間、先日出された報告書によりますと、導入前、期間券のときからプリペイドカード、回数券に移ったときに年間で1万7,000人も減ったということが資料として明らかになりました。結局、値上げはしたけれども、それがあだとなって来館者を減らしたという結果になっています。

今回、引き上げをして、昨年と同様の来館者が見込まれる場合には二百何万円ぐらいの黒字になるという可能性を、見出しを出されていますけれども、実際このリニューアルも兼ねているんですが、町民利用が2割で町外の方が約8割の利用だということであれば、近隣と同じ金額の500円になるわけです。400円で入り、黒酢を飲んだり、あるいは牛乳を飲んだりして500円、ワンコインで済むというのが大変大きな魅力で町外の人々が来ているというふうに私も聞いています。

そこで質問ですけど、この町外利用者の方に500円に引き上げるから来ますかというような聞き取り調査はされたのかどうか。料金値上げのときは私、これはとても大事だと思うんですね。リニューアルオープンに合わせて上げたいという気持ちなんですけど、これだと近隣と何ら変わらなくなると差別化が図れなくなってしまうんです。この聞き取り調査をされても、なお来るだろうと、去年と同じ並みの来館者が見込まれるというふうに踏んだのかどうか、ここをお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、私が聞きたいのは、値上げをするときにはやっぱり相当のサービスの向上が見込めなければ——同時に提案をして、このように変えますよと、きれいになりましたし、こういうサービスも増やしましたので500円でもぜひご来館くださいというのが通例だと思うんですが、この値上げと合わせて魅力アップのサービスというのは、どんなものが考えられているのでしょうか。まず、この3つをお願いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

まず、公布の日ですが、これで最終日にお認めをいただければ、それから何日かして掲示板に張り出して公布ということになりますので、9月末には公布になるということでございます。

あとプリペイドカードなんですけれども、確かに今、26年の改定によりプリペイドカードで人数は減ったんですが、金額的には増えております。25年度が期間券で16%だったものが29年度に行って24%ということで金額的には増えていまして、うちのほうでは周囲の温泉施設にないプリペイドカードにしたことによって、常連客さんが定着してくれているのではないかという考え方をしております。

それとあと、町外の方に聞き取り調査をしたのかというお話につきましては、聞き

取り調査はしてございません。しかし、リニューアルという情報が流れたのか、何人かの方に支配人が聞かれて、500円にしてもいいんじゃないかという意見は町外の方からも聞いているそうです。

それとあと魅力アップということで、これでリニューアルをして物はきれいになっていくんですけども、その状況、魅力アップにつきましても現在、権現の湯施設改修等検討委員会で食堂等をどうしていくか、そういうことも話し合っておりますので、その結論、その議論によって魅力アップも進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 値上げの問題は、公布の日からということなんですけれど、やっぱり魅力アップとセットで私は打ち出すべきかなあというふうに思います。そういう点では、まだ考えられていなくて値上げ先行ということであれば、これはマイナスの要因のほうが強くないかなということはお話しておきたいと思います。

それから、先ほどの来館者のことなんですけど、プリペイドカード自体は値上げされましたので、カードの売り上げ自体は上がるのは当たり前です。だって期間券が終わっちゃうわけだから、どうしても買わなくちゃいけませんよね。しかし、買った人の枚数は明らかに減っているんですよ。大人では回数券も2万5,736枚減っていますし、入館券も1万1,278枚減っていると、いただいた資料ですから。合計で1万7,000人も減ったわけですよ。

やっぱり今回も明らかに値上げになったわけですから、これはまた二の舞になると思うんですよ。上げれば黒字化できるなんていうことは、私は甘い見通しだと思います。それは前回のプリペイドカードへの移行が示しているんじゃないでしょうか。これははっきりどう評価するかということをお答えいただけないんですけど、黒字化するには単純に値上げをすればよいという考えは非常に安直だというふうに思います。そういう声が大変届いておりますので。

だから、公示の日も含めて、その魅力アップの方策と抱き合わせてやっぱりちゃんと示すべきではないかということは意見として申し上げておきたいと思いますが、その点での検討をどうするかについて質問をいたします。つまり、公布の日まで、公布の日から3カ月間で公示して実施されるわけですよ、値上げのことは。そのときまでには同時に魅力アップのことが提案されなきゃいけないと思うんですが、そのスケジュールについてお伺いしたいことが一つ。

もう一つは、やっぱり町外の方が……。

議長（西藤 努君） 村田議員、発言中ですが、質疑でありますので。

4番（村田桂子君） 今、質問しています。質問しました。値上げの公示がされる前に魅力アップのことが示されるべきだと考えるが、どうかと、それまでやるかと質問しました。

議長（西藤 努君） はい。

4番（村田桂子君） もう一つは、町外の方が上げてもいいんじゃないかと、上げてもいいけれど、自分は来るよと言ったかどうかです。変わらなくなるわけですから、経営が厳しいなら上げてもいいんじゃないかと言うかもしれないけれど、それでも自分は来るよと言ったかどうかですよね。私は、これ町外の人に聞くべきだと思うんです。値上げしても、なお来たいと思うような温泉館は、どんなものかと。私は、これは大いに町外の方に声を聞くべきではないかと思います。この2つ、お願いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 魅力アップにつきましては、リニューアルオープンまでには当然、食堂ですとか、あとそういった改革を進めることを前提で今、検討委員会で検討しております。

あと先ほどの町外者の方が500円に上げてもいいんじゃないかと言った方は当然、来るということと言ったというふうに支配人からは報告を受けています。

以上です。（発言の声あり）

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 権現の湯の検討委員会の中でも料金には限定していませんが、アンケートをとるよということ今現在、権現の湯で6月からアンケートをとっております。それはこういう部分、例えば食堂だとか、そういう部分でとっております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第46号

議長（西藤 努君） 日程第4 議案第46号 平成30年度立科町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、今井 清君。

3番（今井 清君） 3番、今井です。12ページです。ふるさとテレワークの推進事業経費の件でお伺いしますが、工事請負費で2,101万7,000円ということで、テレワークセンターの整備ということで大分大きな金額を計上されていらっしゃるんですけど、具体的な工事内容と、それから積算の中身の内訳についてお伺いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えします。

具体的な中身につきましては、やっぱりテレワークセンターなのでセキュリティーを高めなければいけないということで、入退室時のセキュリティー管理システム、カード等によってドアの鍵があくものなので、今の2階の入り口のドア及び、あとセキュ

リティーということで間仕切りもしていきたいと考えますので、間仕切りについてです。

積算については今もまだ国、総務省と補助対象になるもの、ならないものによって分けて協議している部分もありまして、工事費については国の補助事業の上限額の3,000万円から備品購入費等を除いた金額で計上しておりまして、設計者に図面を見せて、このくらいの金額でもおさまるという保証はいただいております。最終的には、プロポーザルで決定していきたいと考えております。

以上です。

議長（西藤 努君） 3番、今井 清君。

3番（今井 清君） セキュリティシステムということなのですが、ドア自体は取りかえる必要があるのかどうか。

それから、イベント等を今回利用、その後そうなってくると、一般の方が今度その後に使うということの利用についてはどんなふうと考えられるのか。イベント等で利用するときに入室がなかなか普通にできないというような状態になっていくと思うんですが、それについては今後どのような対応をとる予定なのか、お伺いします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） 入退室のセキュリティシステムをつけるので、当然ドアも変更していきます。それとあと通常は使えない部分もあるんですが、これにつきましては社会福祉型テレワークというものをうたっておりますので、通常のイベントはだめと考えますけれども、どこまで利用していくかは今後考えていきたいと思っております。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） 11ページの財産管理費のところの質問をします。こちらの項目に公共施設等整備基金というのがありますが、今回、条例が上がっているものとどういう関係性があるのか伺います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 今回、条例制定を提案させていただいている、その基金になります。

以上です。

議長（西藤 努君） 7番、榎本真弓君。

7番（榎本真弓君） これがそれに該当するものであるならば、採択をされる前に既に補正が組まれているというのは、どういうことになるのでしょうか。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 今回、繰越金等がありますので、それが条例採択されなければ、この補正予算の修正という形になります。ですので、その時点で出し直しというような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） まず、総務費でお伺いいたします。

まず最初に、臨時財政対策債についてちょっとお伺いするんですけれど、繰越金が出た場合でも今回、町債420万円プラスしていますよね。5ページです。それで、繰越金が出た場合でも臨時財政対策債というのは組まなくちゃいけないのでしょうか。ここに充てればいいと思うんですけれど。それが一つ。総務費でちょっとまとめて質問します。

それから、2つ目は、18ページのブロック塀等の除去事業で50万円、1カ所5万円掛ける10カ所だということなんですけれど、これの補助率はどうなっているのでしょうか。防災費。総務費じゃない、消防費か。ごめんなさい。

それで、私が質問したのは総務費のほうは13ページです。ごめんなさい。ブロック塀及びフェンス設置という、これはどこのものであり、また補助率がどうなっているか。これは、ふるさと交流館だけの項目に入っているのもそれだけなのか、民間のほうにはそれは適用されないのか、まずは総務費についてお伺いしたいと思います。

議長（西藤 努君） 長坂総務課長。

総務課長（長坂徳三君） 臨時財政対策債の関係です。これにつきましては普通交付税の代替措置ということで、本来であれば普通交付税で措置されるものが地方と国で応分の起債を借りて行うということでありまして、元利償還金につきましては、全て交付税で措置されるというものでありますので、普通交付税の算定に当たりまして臨時財政対策債の金額も決定されてきますので、これは計上していくということになるものであります。

それとブロック塀の補助の関係です。これにつきましては、限度額が5万円ということでありまして、1平米当たり3,000円を乗じた額または除却した費用に2分の1を乗じて得た額のいずれか低い額ということで決めさせていただいています。ブロック塀につきましては、道路に面しているものでありまして、路面から1メートル以上のものということで予定をしております。

それとコミュニティー費にあるブロック塀につきましては、企画課が担当になりますので、お願いいたします。

議長（西藤 努君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） ふるさと交流館管理経費で上げてあるものにつきましては、今年6月の大阪府の北部地震で発生したブロック塀倒壊による小学生死亡事故を受けまして、調査した結果、ふるさと交流館の北側駐車場の東側にあるブロック塀——ブロック塀があるということで確認しまして、32メートル分を撤去し、目隠しフェンスに変更するものでございます。ブロック塀自体は高さ約1.2メートルぐらいですが、最大2メートルの石垣の上にありますので、利用者の安全を第一に考え、これを撤去し、フェンスを設置するものでございます。

以上です。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） この教育費のほうでお伺いしたいと思います。ページ18です。ここに小学校施設経費で検査料として載っているわけなんですけど、この間、猛暑というか、（エイショ）というか、酷暑というか、大変な暑さの中で児童館なんかの乳幼児の皆さんが来られるところがまだエアコンがないという話も聞きました。この補正予算を組むに当たって、そういう小さい子たちへのエアコン設置についての検討はされなかったんでしょうか。

議長（西藤 努君） 村田議員、エアコンの審査ではございませんので、この内容に沿った質疑をお願いします。

4番（村田桂子君） 議長、お言葉ではございますが、補正予算を組むときというのは、やっぱり町民の暮らしにちゃんと目配り、気配りをしなくちゃいけないんだと私は認識をしております。

これを組むに当たって、やはりそういうことをちゃんと考えて今回は見合わせたのかどうかということを知っているんです。だから、載っているものだけではなく、載らなかった理由だって私は審査の対象になるんだというふうに思っていますので、お願いします。検討されたかどうか、お願いします。（（委員会でやれ）の声あり）あっ、委員会で。わかりました。（発言の声あり）

議長（西藤 努君） 委員会で答弁を求めますか。

4番（村田桂子君） 児童館のところだけ一言。（発言の声あり）（（答えられるかどうかだけ聞いてください）の声あり）

議長（西藤 努君） じゃあ、市川教育次長、回答できますか。市川教育次長。

教育次長（市川正彦君） 児童館につきましては、一応、建物にはエアコンはもともとついております。そういうことで、今回の補正予算に当たって、児童館にエアコンをつけるという話は検討はしてございません。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第47号

議長（西藤 努君） 日程第5 議案第47号 平成30年度立科町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第48号

議長（西藤 努君） 日程第6 議案第48号 平成30年度立科町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第49号

議長（西藤 努君） 日程第7 議案第49号 平成30年度立科町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 議案第50号

議長（西藤 努君） 日程第8 議案第50号 平成30年度立科町住宅改修資金特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。4番、村田桂子君。

4番（村田桂子君） 1点お伺いいたします。4ページの歳出のところ、住宅費として37万1,000円が組み込まれております。これは職員さんの住宅手当ということなんですか。なぜここで盛られるのか。当初でのものが普通かなと思うんですけど、これはどういうことでしょうか。

議長（西藤 努君） 片桐建設課長。

建設課長（片桐栄一君） お答えいたします。

こちらにつきましては、担当職員の給料ということで37万1,000円を増額をしてございますが、一般会計のほうで同額の37万1,000円の給料を減額をしてございます。

議長（西藤 努君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第9 議案第51号

議長（西藤 努君） 日程第9 議案第51号 平成30年度立科町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第10 議案第52号

議長（西藤 努君） 日程第10 議案第52号 平成30年度立科町白樺高原下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第11 議案第53号

議長（西藤 努君） 日程第11 議案第53号 平成30年度立科町白樺湖特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第12 議案第54号

議長（西藤 努君） 日程第12 議案第54号 平成30年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第13 議案第55号

議長（西藤 努君） 日程第13 議案第55号 平成30年度立科町索道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑がありますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日は、これで散会とします。ご苦労さまでした。

(午前10時42分 散会)